

重要

令和3年5月25日



会 員 各 位

「触媒取り外し車両の出品について」

令和3年5月28日以降の開催より

平素はJU新潟オークションをご愛顧いただき誠にありがとうございます。
この度、車両価格に多大な影響を及ぼす可能性がある触媒装置については欠品の表記がない場合クレーム対象といたします。また出品店の悪質な隠蔽行為と判断した場合については、別途制裁を科す場合がございます。
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<下記についてはクレームと致します>

- ・触媒が外されている車両。（申告があればノークレーム）
- ・その車両に不適合な触媒に交換したもの。（申告があればノークレーム）
（例：プリウスの2個型を1個型に変更する等を含む）
- ・触媒内部の取り外しを隠蔽する行為。
- ・社外触媒は（触媒として機能を有するもの）届出書有にて無申告でも可能、届出書が無い場合については申告が必要です。

<クレーム期限>

- ・オークション当日含む5日間とし**搬出前**の申告に限ります。
- ・但し悪質と思われる隠蔽行為（触媒内部の取り外し等）については搬出後であっても商組判断でクレームとする場合があります。

現状コーナーを含むすべてのコーナーがクレーム対象となります

以上